

平成17年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年8月29日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
	3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
	5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
	7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
	9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
	11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
	13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
	15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
	17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
	19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
	21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
	23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
	25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
	27 番 山本 勇作	28 番 川口 東洋
	29 番 野並 享子	30 番 小菅 六雄
	31 番 長谷川龍一	32 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
代表監査委員	有馬 和夫	政策推進部長	山中 重樹
総 務 部 長	山中 清嗣	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	北口 守	環境経済部長	米澤 博
教 育 部 長	島村 平治	監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉

政策推進部次長	東郷 達雄	総務部次長	前田 健司
総務部次長	田中 正二	市民健康福祉部次長	高田 一巳
教育部次長	高田 利江子	都市建設部総括マネージャー	堤 文男
環境経済部総括マネージャー	佐橋 市衛	広報秘書課長	富田 久和
総務課長	竹内 睦夫	企画財政課長	中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局次長	内堀 悟	事務局次長	井狩 重則
書記	川崎 和美	書記	赤坂 悦男

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第79号から議第127号まで一括上程
 (専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市一般会計補正予算(第3号))他48件)
 提案理由説明
- 第4 請願第5号及び請願第6号
 (だれもが安心して暮らせる保険制度を求める請願他1件)
 紹介議員説明

市長提出議案

- 議第79号 専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市一般会計補正予算(第3号))
- 議第80号 野洲市こどもの家条例
- 議第81号 野洲市公民館条例の一部を改正する条例
- 議第82号 野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 議第83号 野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例
- 議第84号 野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例
- 議第85号 野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例
- 議第86号 野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例

- 議第 87 号 野洲市体育センター条例の一部を改正する条例
- 議第 88 号 野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議第 89 号 野洲市サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 議第 90 号 野洲市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議第 91 号 野洲市老人憩の家条例の一部を改正する条例
- 議第 92 号 野洲市障害者共同作業所条例の一部を改正する条例
- 議第 93 号 野洲市北比江自治・産業施設条例の一部を改正する条例
- 議第 94 号 野洲市農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正する条例
- 議第 95 号 野洲市大型共同作業所条例の一部を改正する条例
- 議第 96 号 野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議第 97 号 野洲市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例
- 議第 98 号 野洲市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議第 99 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第 100 号 平成 17 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議第 101 号 平成 17 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 102 号 平成 17 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 103 号 平成 17 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 104 号 平成 17 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 105 号 平成 17 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 106 号 平成 16 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 107 号 平成 16 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 108 号 平成 16 年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 109 号 平成 16 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議第 1 1 0 号 平成 1 6 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 1 1 1 号 平成 1 6 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 1 1 2 号 平成 1 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 1 1 3 号 平成 1 6 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 1 1 4 号 平成 1 6 年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 1 1 5 号 平成 1 6 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 1 1 6 号 平成 1 6 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 1 1 7 号 平成 1 6 年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第 1 1 8 号 工事請負契約について（野洲市固定系デジタル防災行政無線整備工事）
- 議第 1 1 9 号 土地の取得について
- 議第 1 2 0 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について
- 議第 1 2 1 号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更について
- 議第 1 2 2 号 滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議第 1 2 3 号 滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議第 1 2 4 号 滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議第 1 2 5 号 滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議第 1 2 6 号 滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議第 1 2 7 号 滋賀県市町村交通災害共済組合同約の変更について

議員提出議案

- 請願第 5 号 だれもが安心して暮らせる保険制度を求める請願

請願第 6 号 地域での「子どもの居場所」づくりを求める請願

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

議長(秦 眞治君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成 17 年第 5 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員 32 名、全員であります。

次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 16 年度財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書、平成 16 年度野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、平成 17 年度野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が市長より提出されておりますので、報告しておきます。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(秦 眞治君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 8 番 田中弘一君、第 9 番 藤下茂昭君を指名いたします。

(日程第 2)

議長(秦 眞治君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 19 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 16 日までの 19 日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付いたしております会期予定表のとおりで

ありますのでご了承願います。

次に、地方自治法第149条第1号の規定により、市長より本日開会の野洲市議会定例会に提出されました議案は、配付しております議案書のとおりであります。

(日程第3)

議長(秦 眞治君) 日程第3、議第79号から議第127号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市一般会計補正予算(第3号))他48件を一括議題といたします。

事務局長に議件を朗読いたさせます。

局長。

事務局長(内堀 悟君) おはようございます。ご苦労さんです。

それでは、議件を朗読いたします。

議第79号専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市一般会計補正予算(第3号))、議第80号野洲市こどもの家条例、議第81号野洲市公民館条例の一部を改正する条例、議第82号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議第83号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例、議第84号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例、議第85号野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例、議第86号野洲市中主B & G海洋センター条例の一部を改正する条例、議第87号野洲市体育センター条例の一部を改正する条例、議第88号野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例、議第89号野洲市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例、議第90号野洲市老人福祉センター条例の一部を改正する条例、議第91号野洲市老人憩の家条例の一部を改正する条例、議第92号野洲市障害者共同作業所条例の一部を改正する条例、議第93号野洲市北比江自治・産業施設条例の一部を改正する条例、議第94号野洲市農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正する条例、議第95号野洲市大型共同作業所条例の一部を改正する条例、議第96号野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例、議第97号野洲市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例、議第98号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例、議第99号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第100号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第4号)、議第101号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)、議第102号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第103号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第104号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正

予算（第1号）議第105号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）議第106号平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第107号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第108号平成16年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第109号平成16年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第110号平成16年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第111号平成16年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第112号平成16年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第113号平成16年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第114号平成16年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第115号平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第116号平成16年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第117号平成16年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第118号工事請負契約について（野洲市固定系デジタル防災行政無線整備工事）、議第119号土地の取得について、議第120号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議第121号滋賀県市町土地開発公社定款の変更について、議第122号滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第123号滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第124号滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第125号滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第126号滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第127号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について、以上でございます。

議長（秦 眞治君） 議件の朗読が終わりましたので、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。

本日ここに、平成17年第5回の野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、専決処分の承認を求めることを1件と、議決案件といたしまして条例の制定1議案、条例の一部改正19議案、平成17年度補正予算6議案、平成1

6年度決算の認定12議案、工事請負契約1議案、土地の取得1議案、その他8議案の合計で49議案につきましてご審議をお願いするものでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、議第79号専決処分につき承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成17年度一般会計補正予算(第3号)を専決処分に付しましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めるところでございます。

別冊になっております平成17年度野洲市補正予算関係議案の1ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、去る8月8日の衆議院解散に伴いまして、9月11日に執行されることになった第44回衆議院議員総選挙の経費を、衆議院議員選挙費として新たに計上したもので、歳入歳出予算にそれぞれ2,340万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を189億1,128万2,000円としたものでございます。

次に、議第80号野洲市こどもの家条例から議第98号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

平成15年9月に施行されました地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理について従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度の導入が図られました。

これを受けまして、先の6月議会で公の施設の指定管理者制度への移行、導入を行うための手続条例の制定をお認めいただいたところでございます。

今回、個々の市立施設について、指定管理者制度の導入の可否などを検討してきたところでありますが、公の施設244施設のうち49施設について、来年度当初から指定管理者に管理をゆだねることとし、そのために必要な19件の条例について、制定及び改正を行うものでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

次に、議第99号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、介護保険法関係法令の改正に伴いまして、本年の10月1日から施設利用に係る食費及び居住費が、一定所得以下の者を除き保険対象外になることから、その一定所得以下の者に係る食費及び居住費の保険給付の規定を追加することなどの改正をするものでございます。第7条、第10条の2及び第12条の2でその関係の追加規定を、第22条第1項で介護保険事業計画の策定の期間の変更を、第2項では計画に定める事項を変更するものであります。

なお、本条例につきましては、第22条関係は平成18年4月1日から、それ以外は本年の10月1日から施行するものであります。

次に、議第100号から105号までの平成17年度野洲市一般会計及び特別会計の補正予算について、説明を申し上げます。

別冊の平成17年度野洲市補正予算関係議案を再度ご覧いただきたいと思っております。

まず、議第100号平成17年度野洲市一般会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

17ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,353万円を追加し、歳入歳出予算の総額を191億7,481万2,000円とするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、24ページの第2表「債務負担行為補正」をご覧ください。

今回新たに設定をいたします債務負担行為は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法により、地域住宅計画を2カ年、限度額714万円で策定するものであります。

次に、第3条地方債の補正でございますが、同じく24ページの第3表「地方債補正」をご覧ください。

地方債の限度額につきましては、合併特例事業では事業費等の変更により事業費が減額となったことに伴いまして、起債限度額を13億2,690万円に変更するものであります。また、住民税等減税補てん債では、恒久減税の額の確定により9,320万円に変更するものであります。臨時財政対策債では、今年度の発行予定額の確定によりまして、6億2,610万円に変更するものであります。

次に、歳出の主な内容について、説明を申し上げます。

38ページをご覧ください。

総務費関係につきましては、財政管理費の基金積立金で2億2,000万円の追加であり、地方財政法第7条第1項の規定により、前年度決算剰余金の2分の1相当額を財政調整基金へ積み立てるものであります。

次に、民生費関係につきましては、障害者福祉費で309万3,000円の追加であり、主な内容は、居宅介護事業等の平成16年度国庫負担金超過交付に伴う償還金及び精神障

害者グループホームの補助金であります。

次に、４０ページでございますが、介護保険事業では２１７万２，０００円の減額であります。施設入居者の利用料金改定に伴う一般会計の負担分であります。

次に、衛生費関係では、環境保全対策で１７１万円の追加であり、野洲市省エネルギービジョンの策定事業の補助採択による追加と組み替えるものであります。

次に、４２ページですが、塵芥処理施設費ではクリーンセンター焼却施設修繕工事監理、施設精密機能点検、廃棄物最終処分場の環境測定、及び蓮池の里公園維持管理の入札残額を減額し、同公園緑地帯のグランドゴルフ場整備費等に充当するものであります。

次に、４４ページ、農林水産業費関係では、農地費で４２４万６，０００円の追加であり、主なものは野洲町土地改良区の農業用水路改修工事費補助金、並びに野洲川下流土地改良区の農業用水路改修工事費の野洲市分の負担金であります。

次に、４６ページをご覧ください。

商工関係費では、商工振興費で１，７７０万７，０００円の追加であり、主なものは工業振興助成金の助成措置決定に伴う補助金であります。

次に、土木費関係では、道路橋梁維持費で３，０００万円の追加であり、緊急を要する市道の維持工事費であります。また、道路新設改良費で９７９万２，０００円の追加であり、市道市三宅小南線及び赤根田出口線の測量設計費であります。

次に、４８ページをご覧ください。

下水道事業費では、３，９０１万７，０００円の減額であります。下水道事業特別会計の決算剰余金を充て、一般会計繰出金を減額するものであります。また、住宅管理費では７６万７，０００円の減額であり、２カ年の債務負担行為による地域住宅計画を策定することとなったことにより、今年度分を調整減額するものであります。

次に、消防費関係では、非常備消防費で１１３万６，０００円の追加であり、元消防団員の公務災害補償金の追加給付決定によるものであります。

次に、５０ページでございますが、教育関係費では、中主公民館費で１１５万５，０００円の追加であり、豊積の里総合センター・中主公民館の高圧受電設備及び非常用発電設備につきまして緊急に修理を行うものであります。また、文化財保護費では、３８４万３，０００円の減額であり、主にコミセンなかさとの発掘調査費用を組み替えるものであります。

次に、５２ページ、博物館費では１６０万円の追加であり、第１展示室の９面マルチビ

ジョンが故障し、修理が及ばないことから大型ビデオプロジェクターを設置するものであります。保健体育総務費では、851万8,000円の追加であり、今年度の野洲川歴史公園サッカー場管理運営負担金であります。

次に、54ページをご覧ください。

野洲給食センター費では、ボイラー地下配管の改修工事費で660万3,000円を追加するものであります。

以上が一般会計の歳出の概要であります。

これに見合う歳入といたしまして、28ページをご覧ください。

地方特例交付金では、1億5,006万4,000円の増額であります。地方交付税につきましては、普通交付税の確定によりまして2億9,146万9,000円の減額を行うものであります。次に、国庫支出金につきましては135万円の減額を行うものでありますし、また、県支出金では461万2,000円の追加であります。

次に、繰入金で6,710万8,000円の追加であり、公共施設等整備基金及び老人保健事業特別会計から繰り入れられるものであります。繰越金では、前年度決算剰余金から2億8,106万6,000円を追加するものであります。諸収入では1,659万9,000円の追加であり、職員等の給与自主返納金832万2,000円を含んでおります。市債につきましては3,690万円の増額補正を行うものであります。

以上が一般会計補正予算の説明でございます。

次に、議第101号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

57ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,245万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億7,709万3,000円とするものであります。

次に、歳出の主な内容でございますが、70ページをご覧ください。

諸支出金では、平成16年度医療費の実績が確定したことから、一般会計繰出金で3,710万8,000円の追加となるものであります。

次に、償還金では534万4,000円の追加であり、県負担金の超過交付金の返還であります。

次に、歳入につきましては、64ページへ戻っていただきまして、支払基金交付金で5

83万9,000円、国庫負担金等において2,099万5,000円、県負担金で374万5,000円、それぞれ追加交付を受けるものでございます。また、決算剰余金では1,187万3,000円を追加するものであります。

以上が老人保健事業特別会計補正予算の説明でございます。

続きまして、102号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

73ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,338万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億3,685万2,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明を申し上げます。

86ページをご覧ください。

介護保険制度の改正のうち、本年の10月1日から、施設の利用に伴う居住費及び食費が保険給付の対象外となります。ただし、一定基準以下の低所得者に対するこれらの費用については、新たに保険給付の対象として適用されることになり、その予算措置として、まず、保険給付費では、施設介護サービス給付費で対象外となる不用分3,300万円を減額し、特定入所者介護サービス費で、低所得者向けの新たな保険給付費を1,552万9,000円追加するものであります。

続きまして、88ページ、基金積立金では399万7,000円の追加であり、制度改正による不用分と追加分の差額のうち、第1号被保険者負担である保険料負担分を介護保険給付費準備基金に積み立てようとするものであります。

次に、歳入の主な内容について説明を申し上げますと、80ページでございますが、制度改正による差額を、第1号被保険者保険料負担分を除く国庫負担金で347万7,000円、支払基金交付金で556万2,000円、県負担金で217万3,000円、市負担分を一般会計繰入金で217万2,000円、それぞれ所定の割合に応じて減額するものであります。

以上が介護保険事業特別会計補正予算の説明でございます。

次に、103号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

91ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6,548万6,000円とするものであります。

104ページをご覧ください。

歳出の主なものにつきまして申し上げますと、2町合併に伴う下水道料金体系の一元化について審議を願うため、下水道事業運営委員会委員10名の委員報酬20万円を追加補正するものであります。

これに対応する歳入につきましては、98ページでございますが、一般会計からの繰入金3,922万7,000円を減額し、繰越金では、前年度決算剰余金で3,942万7,000円を増額するものであります。

以上が、下水道事業特別会計補正予算についての説明でございます。

次に、議第104号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ53万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,455万7,000円とするものであります。

120ページをご覧ください。

基幹水利施設管理事業費では53万2,000円の減額であり、事業費の確定によるものであります。

歳入につきましては、114ページでございますが、分担金及び負担金で13万8,000円、県補助金で31万8,000円及び繰入金で7万6,000円減額するものであり、いずれも事業費の確定によるものであります。

以上が、基幹水利施設管理事業特別会計補正予算についての説明でございます。

次に、105号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

123ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、取水量が減少し、給水支障を及ぼす恐れが生じたため、不足する水量を県南部用水で確保するもので、これに要する受水費を増額するものであります。

第2条では、予算第3条に定められた収益的収支について、水道事業費を1,527万3,000円追加し、水道事業費用合計を8億9,490万5,000円とするものであります。

以上が、一般会計あるいは各特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議第106号から議第117号までの、平成16年度各会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

このことにつきましては、当該決算審査を去る7月25日から6日間にわたって監査委員の方々に監査をお願いし、詳細な審査を受けたところでございます。後ほど監査委員からご報告をいただきますが、総括意見といたしまして、各会計の決算については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算に基づき適正な執行をされたものと認められましたとのご意見をちょうだいいたしております。

また、合併初年度の6カ月間、円滑な統合を実施し、新市運営が難なくスタートしたこと、厳しい財政状況下にあつて事務事業を完了したことへの評価をいただきました。そして同時に、今後の財政運営の硬直化への懸念はあるが、総合計画策定後の行財政改革と諸課題の解決を期待するとの意見もいただいております。

それでは、平成16年度野洲市各会計歳入歳出決算書により、各会計の決算について説明を申し上げます。なお、昨年10月から17年3月までの6カ月間の決算でありまして、通年ベースでの分析ができていないことをあらかじめご理解いただきたいと思います。

まず、議第106号でございますが、平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、14ページをご覧ください。

歳入決算額135億1,491万7,837円で、歳出決算額は128億2,873万4,230円となり、歳入歳出差引額は6億8,618万3,607円でございますが、この中には、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源2億6,496万円が含まれておりますので、これを除きますと、実質収支は4億2,122万3,607円となりまして、この額を平成17年度に繰り越すものであります。

次に、議第107号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、22ページでございますが、ご覧ください。

歳入決算額は17億7,087万5,865円で、歳出決算額は17億2,502万3,391円となり、歳入歳出差引額は4,585万2,474円となりました。

続きまして、議第108号平成16年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、28ページでございますが、歳入決算額17億7,418万4,097円で、歳出決算額は17億6,231万30円となり、歳入歳出差引額は1,187万4,067円となりました。

次に、議第109号平成16年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、36ページでございますが、歳入決算額は12億5,625万8,341円で、歳出決算額は12億5,539万3,131円となり、歳入歳出差引額は86万5,210円となりました。

また、議第110号平成16年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、42ページでございますが、歳入決算額及び歳出決算額は2,467万5,000円で、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

次に、議第111号平成16年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、48ページでございますが、歳入決算額15億4,748万5,233円で、歳出決算額は14億9,435万7,217円となり、歳入歳出差引額は5,312万8,016円ですが、この中には、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源1,220万円が含まれておりますので、これを控除いたしますと、実質収支額は4,092万8,016円となりまして、この額を平成17年度へ繰り越すものであります。

続きまして、112号平成16年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、54ページでございますが、歳入決算額は4,539万709円で、歳出決算額は4,194万5,584円となり、歳入歳出差引額は344万5,125円となりました。

また、議第113号平成16年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、60ページでございますが、歳入決算額が1,002万2,602円で、歳出決算額は1,002万2,000円となり、歳入歳出差引額は602円となりました。

次に、議第114号平成16年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定については、66ページでございますが、歳入決算額が201万9,503円で、歳出決算額は201万3,068円となり、歳入歳出差引額は6,435円となりました。

続きまして、議第115号平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、72ページでございますが、歳入決算額16億129万5,647円で、歳出決算額は16億61万7,252円となり、歳入歳出差引額は67万8,395円となりました。

また、議第116号平成16年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、78ページでございますが、歳入決算額が2億1,310万5,010円で、歳出決算額は2億1,310万4,944円となり、歳入歳出差引額は66円となりました。

最後に、117号でございますが、平成16年度野洲市水道事業会計決算の認定については、別冊の野洲市水道事業会計決算及び事業報告書をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

収益的収支であります。収入決算額が4億5,843万3,089円で、これに対しまして歳出決算額が4億2,763万1,415円となりました。

次に2ページをご覧ください。

資本的収支であります。収入決算額は2,896万2,828円。これに対して、支出決算額は1億1,894万1,721円となったものであり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしました。

以上が、平成16年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

次に、議第118号工事請負契約につきましてご説明を申し上げます。

野洲市固定系デジタル防災行政無線整備工事につきましては、去る8月2日に入札を執行いたしました結果、請負金額3億954万円で、請負人を富士通ネットワークソリューションズ株式会社滋賀支店長、大村誠と定め、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な工事内容につきましては、市役所本庁舎に親局設備、市内88カ所に屋外拡声子局設備、各学区コミュニティセンター7カ所に地区遠隔制御装置、各戸別受信機を230台の計画で整備をするものであります。

議第119号土地の取得について、説明を申し上げます。

市民と行政が協働でまちづくりを進めるため、市民活動及びコミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの整備を進めております。

合併協議の過程でも議論をいただいております。平成17年度から18年度にかけて、旧中主町の2学区への整備を行うため準備を進めているところであります。

今回、兵主学区に整備するコミュニティセンターひょうずの建設用地として、野洲市六条字百済木地先の3筆の用地5,977平方メートルを、6,825万7,340円で取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 1 2 0 号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する近江町が廃置分合により、平成 1 7 年 9 月 3 0 日をもって廃止され、同組合を脱退されることから、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約別表第 1 を別紙のとおり改正するものであります。

また、市町村合併による新市の加入や、構成団体の数の減少などにより、組合議員の選出方法の抜本的な見直しの必要が生じ、現行の「郡内議会議長の互選による選出」を「全構成団体議会議長を選出」することに改め、これに伴い、議員定数等を定めた同組合規約第 6 条と別表第 2 を別紙のとおり改正するのが主なものであります。

なお、これらの手続につきまして関係市町が協議するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 1 2 1 号滋賀県市町土地開発公社定款の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の定款の変更につきましては、本公社の設立団体である市町の廃置分合に伴い、設立団体の数に変更が生じるため、定款を変更するものであり、公有地の拡大の推進に関する法律第 1 4 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議第 1 2 2 号から議第 1 2 6 号までの滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。今回の規約変更につきましては、関係根拠法令及び施行期日の違いにより、5 議案に分けてそれぞれ議決を求めるものであります。

議第 1 2 2 号につきましては、平成 1 7 年 9 月 3 0 日をもって坂田郡近江町及び坂田郡広域行政組合が本組合から脱退されることによる規約の変更でございます。

議第 1 2 3 号につきましては、平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日をもって蒲生郡蒲生町及び神崎郡能登川町が本組合から脱退されることによる規約の変更であります。

議第 1 2 4 号につきましては、平成 1 8 年 2 月 1 2 日をもって東浅井郡浅井町及び同郡びわ町が本組合から脱退されることによる規約の変更であります。

議第 1 2 5 号につきましては、平成 1 8 年 2 月 1 3 日から愛知郡秦荘町及び同郡愛知川町が廃止され、その区域をもって愛荘町が設置されることによる規約の変更であります。

議第 1 2 6 号につきましては、平成 1 8 年 3 月 1 9 日をもって滋賀郡志賀町が本組合が

ら脱退されることによる規約の変更であります。

これらの5議案は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定及び地方自治法第286条第1項の規定により協議があったため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議第127号滋賀縣市町村交通災害共済組合理約の変更についてご説明を申し上げます。

平成17年10月1日から、滋賀縣市町村交通災害共済組合の主たる事務所の位置を滋賀会館内から厚生会館内に移転することになりました。そのことによって規約の一部を変更する必要が生じ、地方自治法第286条第2項の規定により協議があったため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（秦 眞治君） 次に、議第106号から議第117号までの決算認定について、監査委員の有馬和夫氏より審査結果の報告を求めます。

有馬監査委員。

代表監査委員（有馬和夫君） ただいま指名されました、監査委員の有馬でございます。

議会選出の監査委員であります田中榮太郎氏と過日審査を行いましたので、その結果につきましてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付されました平成16年度野洲市の一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成16年度野洲市水道事業会計決算に対する審査の結果は、次のとおりであります。

まず、審査の対象としましたのは、平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲

市各基金運用状況、そして平成16年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算であります。

次に、審査の期日でございますが、平成17年7月25日、26日、28日、29日、8月1日、2日の6日間であります。

審査の方法といたしましては、送付を受けました平成16年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算書、及びその附属処理及び基金運用状況報告書等について、計数の確認とあわせて、予算執行の適否及び事務処理の合理性について慎重に審査を実施し、また関係職員の説明を求めるとともに、既に行なった例月出納検査及び定期監査の状況も参考にして審査を行ったものであります。

審査の結果であります。審査に付された各会計の歳入歳出決算は、その計数は正確であり、予算に基づき適正に執行されているものと認めます。

最後に、今回の決算は野洲市として最初の決算であり、年度間比較はできないことから、決算の正確性を中心に検証し、実施したところであります。厳しい財政状況下にあつて、また6カ月間という会計年度の期間の中で事務事業の完了がなされており、まずは円滑な統合を実現させ、新たな自治体運営が無難に行われたことは評価すべきものと考えますが、次の問題点も指摘しているところであります。

第1点は、財政の硬直化が懸念されること、第2点は、合併による市の組織統合の結果、事務事業の幾つかの点で混乱した状況が見られることであります。

新市まちづくり計画では合併を行った背景として、1つに、日常生活圏に対応した行政運営。2つに、分権推進と政策形成能力の向上への対応。3つに、広域的な行政課題への対応。4つに、財政状況の悪化を是正する健全な行財政運営。5つに、自治体間競争を背景とした地域の存在感の向上の5点が上げられていますが、合併したスケールメリットを生かした取り組みによって、堅実で魅力ある都市の実現を期待するものであります。

以上、平成16年度野洲市各会計の決算審査報告といたします。

(日程第4)

議長(秦 眞治君) 日程第4、請願第5号だれもが安心して暮らせる保険制度を求める請願及び請願第6号地域での「子どもの居場所」づくりを求める請願を議題といたします。

紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

第29番 野並享子君。

29番(野並享子君) 野並享子です。請願の趣旨を朗読し、説明にかえさせていただきます。

きます。

まず1つ目の、請願第5号だれもが安心して暮らせる保険制度を求める請願について。

誰もが、老後の心配なく、元気で安心して過ごしたいと思っています。

現実には、倒産・リストラによる失業、派遣労働などで安定した生活を送ることができない状況が増えてきました。その結果、国民健康保険の加入者が増え、現在では野洲市の世帯の42.8%、7118世帯に達しています。

国民健康保険税は毎年のように引上げが行われ、今年度、介護保険料（国保分）の引き上げが行われました。医療分と合わせ、旧野洲町では6,139円、旧中主町では3,378円の引上げが行われ、94,498円（一人平均・年額）となりました。「払いたくても払えない」世帯が増加しています。一方で国保税を滞納した世帯には、資格証明書（窓口負担全額）や短期保険証が交付され、社会保障制度から逸脱しています。

また、介護保険料（65歳以上）の方の引き上げもおこなわれ、野洲市は県下で最も高く、第3段階（基準額・月額）で3,947円にもなりました。加えて、来年度は「見直し」の年であり、更なる引上げが予想されます。介護保険制度は、利用者が増えれば保険料に跳ね返る仕組みになっています。国の負担割合を増やし、所得の少ない人が排除されない制度を望みます。

地方自治体によって、低所得者の保険料を免除したり、利用料の減免をしたり、独自の条例をつくり、老後安心して暮らせる援助が行われています。

野洲市におきましても、誰もが安心して暮らせるように、以下のことを求めます。

請願項目。

一、国民健康保険税の引き下げをされること。資格証明書や短期保険証の交付はやめられること。

二、介護保険の保険料・利用料の減額・免除制度を充実されること。

以上、よろしく願いいたします。

請願第6号地域での「子どもの居場所」づくりを求める請願について、請願趣旨を朗読し、説明とさせていただきます。

今、少子化が進むなか、子育て中の家庭では多くの不安や悩みを抱えています。その一つが、今の子どもたちは戸外、室内ともに遊ぶ場所が少なく、仲間と集まって遊ぶという機会に恵まれないために、健全な成長、発達を妨げているのではないかとということです。

子どもたちどうしが集団の中で人間関係を育み、社会性、自立性を伸ばせるよう、また

就園前の親子が遊びを通じてふれあいや交流を持つことができるようにするための場所が必要です。また、子どもが犠牲となる事件が各地で起きていることも、保護者には大きな不安であります。専任指導員など大人の目のあるもとで安心して遊ばせたいと願っています。

近隣の栗東市ではすべての学区に、守山市でも4箇所児童館が設置され、就園前の親子から放課後や長期休暇中の児童生徒まで、喜々として集まっておられます。

野洲市におかれましても、子どもたちを地域の中で安心して育てられるよう、各学区に気軽に利用できる児童館を設置し、安全な設備と安心できる環境へと充実を図られるよう望みます。

未来を担う子供たちのため、地域での居場所を確保すべく左記のことを採択されるよう求めます。

請願事項。

- 1、各学区にこどもの居場所『児童館』を設置されること。
- 2、今ある児童館の設備、環境を整え充実せられること。

以上、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、明8月30日から9月1日の3日間は休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、明8月30日から9月1日までの3日間は休会することに決定をいたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月2日は、午前9時より本会議を再開し、議案審議及び代表質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さんでございました。（午前10時07分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年8月29日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署 名 議 員 田 中 弘 一

署 名 議 員 藤 下 茂 昭